

平成25年度

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業)

-対象製品の公募-
公募要領

平成25年7月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1 事業概要

1-1. 趣旨	P.3
1-2. 事業内容	P.3
(1) 補助金名	P.3
(2) 公募予算額	P.3
(3) 申請者の資格	P.3
(4) 事業の要件	P.4
(5) 補助対象となる製品	P.4
(6) 補助対象となる費用	P.5
(7) 補助率及び補助金額	P.5
(8) スケジュール	P.5
(9) 事業スキーム	P.6
(10) 全体スケジュール	P.7
(11) エネルギー計算について	P.8

2 対象製品について

2-1. 対象製品の登録要件	P.12
(1) 対象製品登録申請者	P.12
(2) ガラスの登録要件	P.12
(3) 窓の登録要件	P.13
(4) 断熱材の登録要件	P.14
2-2. 対象製品登録に関する注意事項	P.15

3 対象製品の登録

3-1. 対象製品の登録概要	P.17
(1) 目的	P.17
(2) 登録方法	P.17
(3) 登録スケジュール	P.17
(4) 補助対象製品の公表	P.17
(5) 対象製品の登録フロー	P.18
3-2. メーカーコードの発行申請 (初回の対象製品登録申請前)	P.19
(1) メーカーコードの発行申請期間	P.19
(2) メール送信先/メールタイトル /メール本文の必要記載事項	P.19
3-3. 対象製品の登録申請	P.20
(1) 対象製品の登録申請期間	P.20
(2) 提出書類	P.20
(3) 申請書提出先及び問い合わせ先	P.22
3-4. 提出書類フォーマット	P.23
(1) 対象製品登録申請書	P.23
(2) 企業情報	P.24
(3)-1 対象製品申請リスト (ガラス)	P.25
(3)-2 対象製品申請リスト (内窓)	P.26
(3)-3 対象製品申請リスト (外窓)	P.27
(3)-4 対象製品申請リスト (断熱材)	P.28
3-5. 審査結果通知	P.29

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

本事業は、高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築住宅の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を行う者に補助金を交付し、予算の範囲内において、その活動を支援するものである。

1-2 事業内容

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が指定する高性能建材の導入を行う者に対して、その費用の一部を補助する。

(1) 補助金名

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)

(2) 公募予算額

約40億円程度

(3) 申請者の資格

下記①②いずれかに該当する者を対象とする。

- ① 戸建住宅・集合住宅(分譲)の所有者。ただし、当該住宅が下記A・Bの条件を満たす場合に限る。
 - A. 申請者が常時居住する住宅であること。(住民票に示す人物と同一であること。)
 - B. 専用住宅であること。
(店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること。及び断熱工事においても区分されていること。)
 - C. 申請時に申請者自身が所有していること。(登記事項証明書の提出を求める場合がある。)
- ② 集合住宅(分譲)の管理組合、集合住宅(賃貸)^{※1}の所有者。
ただし、原則当該集合住宅の全戸を改修する場合に限る。

※1 社宅等も含む。

(注1)対象製品申請者については、P.12 **2**-1 「対象製品の登録要件」(1)対象製品登録申請者を参照のこと。

(4) 事業の要件

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- ① 既築住宅※¹の改修において、SIIに登録された高性能建材※²を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減すること。
- ② 改修は、「エネルギー計算結果早見表(P.8～10参照)」により行うこと。
- ③ ②以外で改修を行う場合は、SIIに認められた計算式に則り、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算式を添付し、申請すること。
- ④ 補助事業に係る契約は本補助事業の一般公募開始後に行うこと。※³
一般公募開始前の契約は、事前契約とみなし、これを認めない。
- ⑤ 補助事業に係る工事は、補助事業の予約者決定通知※⁴が届いた後に着手すること。
予約者決定通知が届く前に着手した場合は、事前着工とみなし、これを認めない。
- ⑥ 導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認できること。
- ⑦ 工事完了日から30日以内又は平成26年1月31日(金)のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)を必ず提出できること。なお、工事完了日とは、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが完了した日のことをいう。
- ⑧ 個人の申請者が、集合住宅(分譲)の区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で専有部と認められていること。

※¹ 新築及び、オフィス、ホテル等の業務用建築物は補助対象外とする。

※² 次項「(5)補助対象となる製品」参照。対象製品は順次SIIホームページに公表予定。

※³ 平成25年8月1日(木)の一般公募開始以降、予約者決定通知日以前の契約に際しては、下記内容を含む覚書等の書類を同時に作成すること。「補助金交付申請書(兼工事完了報告書)」提出の際に添付すること。

- ・高性能建材を導入する改修工事にあたり、本補助金制度が要因となったこと。
- ・審査の結果、補助金を受けられない場合があることを、契約者双方が承知していること。

※⁴ SIIは補助事業申請書を受付後、その内容が適切であると認められる者に対し、予約者決定通知を行う。

申請者は、予約者決定通知を受けて、速やかに工事着工すること。

- ・予約者決定通知は補助金交付及び金額を決定するものではない。
- ・予約者の決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申請者に通知する。

※⁵ 現場吹込み、現場吹付け断熱材にあつては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工すること。

(5) 補助対象となる製品

外部審査委員会が、予め承認した以下の基準に基づき、申請された建材がその基準を満たしていると認められた場合に、本事業の対象製品として選定される。

- ① SIIの定める要件を満たし(P.12 **2**-1「対象製品の登録要件」を参照)、SIIに製品型番が登録されている製品であること。※¹
 - ② 未使用品であること。
 - ※¹ SIIに登録されていないガラス、窓、断熱材を用いた改修工事は補助対象外とする。
SIIは製造事業者等(以下「メーカー等」と言う)からの対象製品登録の申請を受け付け、その内容を審査し、対象となる製品の登録を行う。対象製品は順次SIIホームページにて公表する。
- (注1)リース製品は補助対象外とする。

（6）補助対象となる費用

① 経費区分

補助金交付の対象となる費用は、次のA・Bに該当するものとする。

A. 材料費

補助事業の実施に必要な高性能建材（ガラス・窓・断熱材）の購入費用。

（注1）「高性能建材」であるとSIIが認め、登録されたもの以外は補助対象外とする。

（注2）ただし、防犯、防火ガラスや窓については、「高性能建材」であることがSIIで認められ、登録された場合であっても、防犯、防火性能の部分は補助対象外とする。

（注3）設備機器等は、補助対象外とする。

B. 工事費

上記、高性能建材の設置取付費用。（一部補助対象外となる場合もある。）

（注1）高性能建材の設置取付と一体不可分の工事に限る。

（注2）諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処理費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、エネルギー供給事業者への申請費等は補助対象外とする。

② 補助対象経費の算定等

補助対象経費は、材料・工事費共に補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を基準に算定すること。

（注1）申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象設備の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。

③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む）の対象費用が含まれないこと。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入すること。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになるので注意すること。

（7）補助率及び補助金額

① 補助率

補助対象経費の1/3以内とする。

② 補助金額

上限 150万円/1戸

（注1）集合住宅の全戸改修においても1戸あたりとする。

（8）スケジュール

① 対象製品登録申請（公募）期間：平成25年7月4日（木）～平成25年11月15日（金）17:00必着分まで。

（注1）第一次対象製品登録申請の締め切りは、平成25年7月16日（火）17:00必着分までとし、承認・登録された製品は、7月31日（水）にSIIホームページにて公表。（以降の追加登録申請については随時受付を行い、登録が完了するのは毎月2回程度とする。）

② 補助事業期間：平成25年8月1日（木）～平成26年3月31日（月）まで。（原則、単年度事業とする。）

（注1）ただし、上記期間中にSIIが指定する高性能建材を導入する工事を行い、補助金の支払いを完了させるため、補助事業の申請期限は平成25年11月29日（金）、工事完了期限は平成26年1月15日（水）、補助金交付の申請期限は平成26年1月31日（金）までとする。

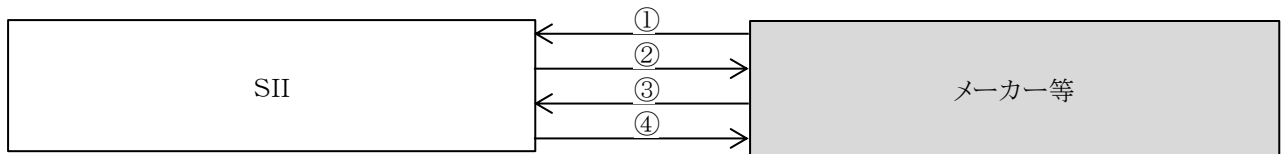
（注2）予約者決定通知が届く前に工事着工した場合は補助対象外とする。

（注3）補助事業申請の合計額が予算額に達した場合、補助事業申請期間内であっても公募は終了する。

（9）事業スキーム

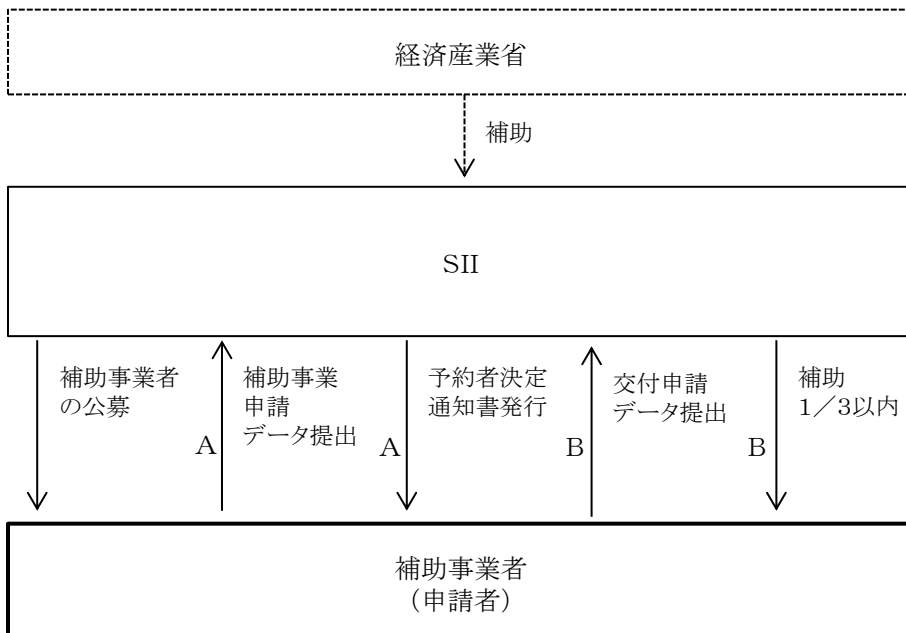
■対象製品登録のスキーム

- ① メーカーコード発行申請（メールにて）
 - ・メーカー等は、SIIにメーカーコードの発行申請を行う。
- ② メーカーコード発行
 - ・SIIはメーカー等へメーカーコードの発行を行う。
- ③ 対象製品登録申請（郵送にて）
 - ・メーカー等は、ガラス・窓・断熱材の対象となる製品の型番や名称をSIIに登録申請する。
- ④ 審査結果通知の送付・対象製品の登録完了
 - ・SIIが製品の性能について審査した上で対象製品として承認した際には、SIIからメーカー等へ審査結果通知の送付（郵送）を行い登録完了となる。

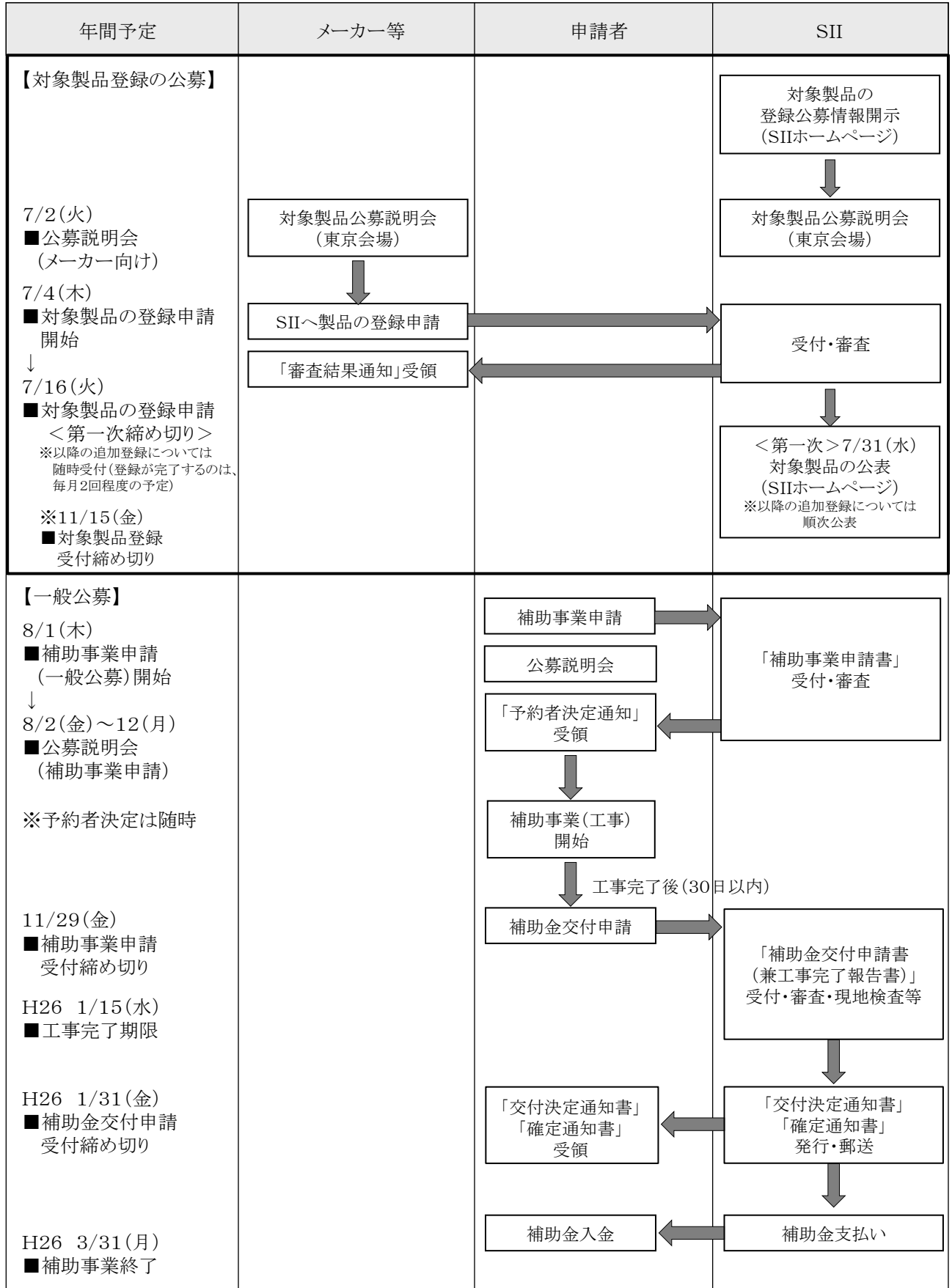


■補助事業申請のスキーム

- A. 申請者は、「補助事業申請書」をSIIに提出する。
 - ・SIIは「補助事業申請書」を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「予約者決定通知書」を発行する。
- B. 「予約者決定通知書」を受領した申請者は、速やかに工事を行い工事完了後「補助金交付申請書（兼工事完了報告書）」をSIIに提出する。
 - ・SIIは「補助金交付申請書（兼工事完了報告書）」を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「交付決定通知書」「確定通知書」を発行し、補助金の支払いを行う。



(10) 全体スケジュール



(11) エネルギー計算について

高性能建材導入にあたっては、前提として以下の要件を満たすものとする。

- ・住宅全体の一次エネルギー消費量の15%を削減すること。
- ・高性能ガラスは、熱貫流率(U値)2.33 W/(m²・K)以下のSIIに登録されたものを導入すること。
- ・高性能窓は、熱貫流率(U値)2.33 W/(m²・K)以下のSIIに登録されたものを導入すること。
- ・高性能断熱材は、熱抵抗値(R値)2.7 m²・K/W以上のSIIに登録されたものを導入すること。

※本値は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではないことに留意すること。
(以降、熱貫流率=U値、熱抵抗値=R値と表記、単位省略)

①戸建住宅の改修におけるエネルギー計算

- ・戸建住宅の改修は、全体改修と部分改修とする。
- ・全体改修とは、住宅全体の天井※¹全部、外壁全部、床※²全部、窓全部の4部位を組み合わせて改修することをいう(表3の1～10の組合せ番号による組合せ)。
- ・部分改修とは、住宅のLDK等の居室を改修するもので、改修を行う居室の外壁、床※²、窓及び家全体の天井※¹全部の4部位を組み合わせて改修することをいう(表6の1～8の組合せ番号による組合せ)。

※¹ 天井とは、屋根の直下の天井、及び外気等に接する天井をいう。

※² 床とは、外気等に接する床をいう。

i) 戸建住宅の全体改修

- ・高性能断熱材と高性能窓の各部位への導入組合せは、表1、2を参照のこと。
- ・補助対象となる改修部位の地域別組合せは、「表3 エネルギー計算結果早見表(全体改修)」による。
- ・窓の改修においては、原則窓の交換、又は内窓の取付けとする。
- ・床を改修する場合は、浴室及び玄関等の土間床は、改修しなくてもよい。

表1 高性能建材導入組合せ表(I・II地域)

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	
R値≥2.7 (天井のみ R値≥5.4) U値≤2.33	1	4部位	5.4	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	5.4	2.7		2.33
	3		5.4	2.7	2.7	
	4			2.7	2.7	2.33
	5		5.4		2.7	2.33
	6	2部位	5.4	2.7		
	7		5.4		2.7	
	8		5.4			2.33
	9			2.7		2.33
	10		2.7	2.7		

表2 高性能建材導入組合せ表(III～V地域)

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	
R値≥2.7 U値≤2.33	1	4部位	2.7	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	2.7	2.7		2.33
	3		2.7	2.7	2.7	
	4			2.7	2.7	2.33
	5		2.7		2.7	2.33
	6	2部位	2.7	2.7		
	7		2.7		2.7	
	8		2.7			2.33
	9			2.7		2.33
	10		2.7	2.7		

<表3の見方>

- ・部位別組合せ欄の1～10の組合せで地域区分の○の組合せは、エネルギー削減率の計算は不要。
- ・表中○以外の部分の組合せにおいては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算式を添付して申請すること。エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、高性能のものとし、特にエアコンにおいては統一省エネラベル5つ星以上とする。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。
- ・計算式は所定のもの(定型様式4)を使用すること。
- ・表に載っていない組合せは、不可とする。例)床と窓等

表3 エネルギー計算結果早見表(全体改修)

R値・U値	部位別組合せ					地域区分								
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	I a	I b	II	III	IV a	IV b	V	VI	
R値≥2.7 U値≤2.33	1	4部位	天井	外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	○	個別計算による申請
	2	3部位	天井	外壁		窓	○	○	○	○	○	○	○	
	3		天井	外壁	床		○	○	○	○	○	○		
	4			外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○		
	5		天井		床	窓	○	○	○	○	○	○		
	6	2部位	天井	外壁			○	○	○	○	○	○		
	7		天井		床		○	○	○	○	○			
	8		天井			窓	○	○	○	○	○			
	9			外壁		窓	○	○	○	○	○			
	10			外壁	床		○	○	○	○				

ii) 戸建住宅の部分改修

- ・高性能断熱材と高性能窓の各部位への導入組合せは、表4、5を参照のこと。
- ・補助対象となる改修部位の地域別組合せは、「表6 エネルギー計算結果早見表（部分改修）」による。
- ・住宅のLDK等及び冷暖房機器を設置している居室を改修するものとし、改修を行う居室について、その床面積の合計が、延べ床面積の50%以上であること。
- ・窓の改修においては、原則窓の交換、又は内窓の取付けとする。
- ・床を改修する場合は、浴室及び玄関等の土間床は、改修しなくてもよい。

表4 高性能建材導入組合せ表（Ⅰ・Ⅱ地域）

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	
R値≥2.7 (天井のみ R値≥5.4) U値≤2.33	1	4部位	5.4	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	5.4	2.7		2.33
	3		5.4	2.7	2.7	
	4			2.7	2.7	2.33
	5		5.4		2.7	2.33
	6	2部位	5.4	2.7		
	7		5.4		2.7	
	8		5.4			2.33

表5 高性能建材導入組合せ表（Ⅲ・Ⅳ地域）

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	
R値≥2.7 U値≤2.33	1	4部位	2.7	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	2.7	2.7		2.33
	3		2.7	2.7	2.7	
	4			2.7	2.7	2.33
	5		2.7		2.7	2.33
	6	2部位	2.7	2.7		
	7		2.7		2.7	
	8		2.7			2.33

<表6の見方>

- ・部位別組合せ欄の1～8の組合せで地域区分の○及び●の組合せは、エネルギー削減率の計算は不要。
- ・表中○及び●以外の部分の組合せにおいては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算式を添付して申請すること。エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、高性能のものとし、特にエアコンにおいては統一省エネラベル5つ星以上とする。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。
- ・計算式は所定のもの(定型様式4)を使用すること。
- ・表に載っていない組合せは、不可とする。例)床と窓等

表6 エネルギー計算結果早見表（部分改修）

R値・U値	部位別組合せ					地域区分							
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳa	Ⅳb	V	VI
R値≥2.7 U値≤2.33	1	4部位	天井	外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	個別計算による申請
	2	3部位	天井	外壁		窓	○	○	○	○	○	○	
	3		天井	外壁	床		○	○	○	○	○	○	
	4			外壁	床	窓	○	○	○	●※1			
	5		天井		床	窓	○	○	○	○	○		
	6	2部位	天井	外壁			○	○	○	○	○		
	7		天井		床		○	○	○	○	●※1		
	8		天井			窓	○	○	○	○	○		

※1 この組合せについては、住宅の床全部を改修するものとする。ただし浴室、玄関土間等は改修しなくてもよい。

<表1～6について>

「住宅事業建築主の判断基準のモデルプラン(2階建て、延べ床面積120.07㎡)」において、対象エリアにて各対象部位を全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様」から「R値2.7の断熱材・U値2.33の窓」に改修した条件で、算定用WEBプログラム(IBE)を用いてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の削減率が15%以上となった組み合わせで構成している。

②集合住宅（分譲・個人）におけるエネルギー計算

- ・窓全部の改修とする。
- ・改修はガラスの交換、建具の交換、内窓の取付けとする。
ただし、換気小窓については改修の対象外とする。

<表7の見方>

- ・I a～IVb地域においては、U値2.33以下のガラス又は建具を導入すること。
ただし内窓取付けにおいては、既存のサッシと合わせてU値2.33以下とすること。
- ・V地域においては、U値1.7以下のガラス又は建具を導入すること。
ただし内窓取付けにおいては、既存のサッシと合わせてU値1.7以下とすること。
- ・VI地域においては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算式を添付して申請すること。
エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、高性能のものとし、特にエアコンにおいては統一省エネラベル5つ星以上とする。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。

表7 エネルギー計算結果早見表（窓）

U値	地域区分							
	I a	I b	II	III	IV a	IV b	V	VI
U値 ≤ 2.33	U値 ≤ 2.33						U値 ≤ 1.7	個別計算による申請に

<表7について>

「住宅の新省エネルギー基準と指針のモデルプラン（集合住宅、延べ床面積81.06㎡）」において、対象エリアにて窓のガラスを全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様の窓」から「U値2.33以下のガラス：I～IV地域、U値1.7以下のガラス：V地域を使用した窓」に改修するとした条件で、住宅用熱負荷計算プログラムSMASH（IBEC）を用いてシミュレーション（設備等は一般的なものを想定）し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の削減率15%以上となった組み合わせで構成している。

2. 対象製品について

2 対象製品について

2-1 対象製品の登録要件

本事業の登録対象となるガラス・窓・断熱材の要件は、既築住宅の改修に用いられるものであることに加え、各製品の性能や構造等が下記基準に適合するものとする。

※対象製品として登録するためには、製品の断熱性能や型番等をSIIへ登録申請し、製品が登録要件を満たしているか審査を受けることが必要となる。

(1) 対象製品登録申請者

製品の登録申請者は、ガラス、窓、断熱材を製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者とする。
(注1) 登記をしている法人格に限る。

(2) ガラスの登録要件

① U値が2.33以下の製品であること。

② 原則、JIS認証を取得した製品であること。

- ・過去3年以内に認証を受けているもの。(複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。)
- ・ただし、JIS規格のないもので、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められる)製品は対象とする。
(以下のAまたはBに該当する製品であること。)

- A. 断熱性を向上するために中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等で、過去3年以内に認証を受けているもの。(アルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等はJIS規格がないため、それらと同様の製品でガス入りではない製品の認証で可とする。)
また、実際に使用している各メーカーのガラスデータを使用した代表製品の計算結果を提出できるもの。
- B. 過去3年以内に認証を受けているもの。品質管理に関する認証書、第三者機関による熱貫流率の性能試験報告書、製品管理で実測している熱貫流率の管理図を提出できるもの。

(3) 窓の登録要件

- ① U値が2.33以下の製品であること。
 ただし、内窓の場合は外窓と合わせてU値が2.33以下であること。またこの場合のU値は、外窓をアルミ単板を想定して算出すること。
- ② 原則、JIS認証を取得した製品、もしくは今後取得する製品、または第三者機関による品質性能試験報告書が提出できる製品であること。
 (以下のAまたはBに該当する製品であること。)

A. 平成25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説に記載される「仕様に応じた開口部の熱貫流率」に準ずるもの。

■仕様に応じた開口部の熱貫流率

(「平成25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説」による)

建具構成		開口部の熱貫流率 [W/(m ² K)]	
建具の仕様	代表的なガラスの仕様 ※1		
窓	(一重) 木製又はプラスチック製	ダブルLow-E三層複層(G7以上×2)	1.60
		Low-E三層複層(G6以上×2)	1.70
		Low-E三層複層(A9以上×2)	1.70
		Low-E複層(G12以上)	1.90
		Low-E複層(A10以上)	2.33
		Low-E複層(G8以上G12未満)	2.33
	(一重) 金属・プラスチック(木)複合構造製 ※2	Low-E複層(G16以上)	2.15
		Low-E複層(A10以上)	2.33
		Low-E複層(G8以上G16未満)	2.33
	(二重) 金属製+プラスチック(木)製	単板+Low-E複層(A12以上)	1.90
		単板+複層(A12以上)	2.33
		単板+Low-E複層(A6以上A12未満)	2.33

※1 表中ガラスの仕様について、
 ・Low-E複層とは、少なくとも一方のガラスにLow-Eガラス(ガラス表面に低放射膜を配したガラス)を使用した2枚の板ガラスと1つの中空層からなる複層ガラスをいう。Low-EガラスのLow-E膜面は中空層に面するように配される。
 ・ダブルLow-E三層複層とは、少なくとも二枚のガラスにLow-Eガラスを使用した3枚の板ガラスと2つの中空層からなる複層ガラスをいう。Low-EガラスのLow-E膜面は中空層に面するように配される。
 ・Low-E三層複層とは、少なくとも一枚のガラスにLow-Eガラスを使用した3枚の板ガラスと2つの中空層からなる複層ガラスをいう。Low-EガラスのLow-E膜面は中空層に面するように配される。
 ・単板(複層及びLow-E複層に組合せる透明ガラス含む。)とは、JIS R3202に定めるフロート板ガラス及び磨き板ガラス、JIS R3203に定める型板ガラス、JIS R3204に定める網入板ガラス及び線入板ガラス、JIS R3206に定める強化ガラス、JIS R3222に定める倍強度ガラス、JIS R3208に定める熱線吸収板ガラス、JIS R3221に定める熱線反射ガラス及びJIS R3205に定める合わせガラスをいい、それらの板ガラスに表面加工による光学的な拡散性を持たせたもの(磨りガラス、フロスト加工、タペストリー加工)を含む。
 ・ガラス仕様に用いるガラス(複層ガラスのように複数枚のガラスを使用する場合はそのうちの1枚のガラス)について、JIS R 3205に定める合わせガラスとすることが出来る。
 上表に示すガラスの仕様より、JIS R3107に定める板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法によるガラス中央部の熱貫流率が下回っているものについては、上表のガラスの仕様と同等として取扱うことができる。
 ※2 金属・プラスチック複合構造製とは、屋外側が金属、屋内側にプラスチックを配した構造で、屋内側の大部分がプラスチックで覆われているものをいう。

- B. 過去3年以内に第三者機関による代表製品の品質性能試験を受けているもの。
 「JIS A 4710:2004」又は「ISO 12567-1:2000」のいずれかによる試験成績証明書、
 もしくは、
 「JIS A 2102-1」及び「JIS A 2102-2」による計算結果が提出できるもの。

(注1) 玄関引戸、玄関ドア等については補助対象外とする。

(4) 断熱材の登録要件

① R値が2.7以上の製品であること。

- ・マット、フェルト、ボード状等の断熱材にあつては、メーカー出荷時にその性能値(厚さと熱伝導率)が確保出来ているもので、かつ確認できること。
- ・現場吹込み、現場吹付け断熱材にあつては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工するもので、かつ現場施工時に、登録された所定の厚さを確保しその性能値(厚さと熱伝導率)を確認できること。

② 原則、JIS認証を取得した製品であること。

- ・該当するJISは、JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526、JIS A 9523、JIS A 5905。
- ・過去3年以内に認証を受けているもの。
- ・ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められる)以下の製品は対象とする。

A. JIS規格値を超える断熱性能を有するもの。過去3年以内の第三者機関による適正な試験方法により品質性能試験報告書が提出できるもの。

例) フェノールフォーム等

B. JIS規格のない製品で過去3年以内の、品質管理に関する認証書、第三者機関による適正な試験方法による性能試験報告書、統計処理(JIS A 1480)により算出した性能値が提出できるもの。

例) 真空断熱材等

2-2 対象製品登録に関する注意事項

対象製品の登録を希望するメーカー等は、特に以下の点に留意してください。

- ① 対象製品登録の際は、間違いがないよう十分注意し、ホームページ掲載後、万一、間違いが見つかった場合は、**各社の責任で対応**を行うこととする。
- ② 対象製品の広報に関して登録された製品を各社のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で補助対象製品として広報することは任意とする。ただし、登録されたことをもって誤解をあたえる表現を用いることは認められない。**対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないように配慮**すること。
- ③ 本事業で定める補助対象基準は補助対象を選定するための基準であり、対象とする製品の安全性についてSIIが担保するものではない。補助対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。**製品の瑕疵については、補助対象製品を出荷・販売したメーカー等が責任を負う**こととする。
- ④ SIIは、製品の恒常的な安全を促すために、必要に応じて格別の理由なく、メーカー等への立入検査ができる。**メーカー等は、SIIから検査の求めに応じなければならない**。また、SIIは、検査の結果に応じて、**そのメーカー等の指定製品を全て対象外とする場合がある**。
- ⑤ 対象製品登録を行ったメーカー等は、対象製品登録の申請書類全てについて、その一式を**本事業の終了後から最低5年間以上保管**し、事業終了後においても閲覧や提出に協力しなければならない。
- ⑥ 対象製品登録を行うメーカー等において、如何なる理由があってもその内容に**虚偽の記述を行わない**こと。SIIにより虚偽が認められた場合、当該メーカー等に対して内部調査を指示し、その結果を文書でSIIに報告させることができるものとする。
- ⑦ 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、**当該製品及び関連資料の提出**を命じ、メーカー等の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ⑧ 前項によりメーカー等に不正行為があったと認められたときは、**製品の指定を取消すとともに、メーカー等の名称及びその内容を公表**する場合がある。
- ⑨ 補助金受給に係る不正行為について、SIIにより指定製品メーカー等の関係者の関与が認められた場合、その事業者の**指定製品を全て対象外**とする場合がある。
- ⑩ 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に平成25年度住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（既築住宅における高性能建材導入促進事業）補助金が交付されているときには、メーカー等に対して**期限を付して当該補助金相当額を請求**するものとする。
- ⑪ 製造・輸入元等と対象製品の登録申請を行うメーカー等との間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。

3. 対象製品の登録

3 対象製品の登録

3-1 対象製品の登録概要

(1) 目的

対象製品の型番登録を行う目的は、補助事業申請ならびに補助金交付申請された製品が対象製品であるかの判別を行うためである。（本事業では、対象製品の登録時に、その製品の性能や型番も登録することが必要となる。）

(2) 登録方法

対象製品として製品を登録するためには、下記の手順で、製品の断熱性能や型番等の情報をSIIへ申請し、登録要件を満たしているか否かの審査を受け、審査結果通知を受領する必要がある。

- ① **(初回のみ)** 対象製品の登録を希望するメーカー等は、SIIにメール送信し、「メーカーコードの発行申請」を行う。
※製品区分毎にメーカーコードの発行を行うため、申請する製品区分をメール本文へ記載すること。
（詳しくは、P.19 **3**-2 「メーカーコードの発行申請（初回の対象製品登録申請前）」（2）メール送信先/メールタイトル/メール本文の必要記載事項 を参照）
- ② **(初回のみ)** SIIはメーカー等にメール送信し、「メーカーコードの発行」を行う。
- ③ メーカーコードが発行されたメーカー等は、「対象製品登録申請書」等の必要書類をSIIに郵送にて提出する。
（登録を希望する製品には、製品型番にメーカーコードを付番し、原則、重複のない製品型番を設定し、登録申請を行うこと。）
- ④ SIIは、審査の結果、登録要件を満たしていることが確認された製品を、平成25年度住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（既築住宅における高性能建材導入促進事業）のデータベースに型番登録する。
- ⑤ SIIからメーカー等に、審査結果通知の送付を行い登録完了とする。ただし、登録にあたっては条件をつける場合がある。

(3) 登録スケジュール

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ① 対象製品公募説明会（東京会場） | :平成25年7月 2日（火） |
| ② メーカーコード発行申請期間 | :平成25年7月 2日（火）～平成25年10月31日（木）※17:00 |
| ③ 対象製品の登録申請（公募）期間 | :平成25年7月 4日（木）～平成25年11月15日（金）※17:00 |
| ④ 対象製品の登録申請、第一次締め切り※1 | :平成25年7月16日（火） |
| ⑤ 第一次審査結果通知の送付（登録完了） | :平成25年7月31日（水） |
| ⑥ 第一次対象製品の公表（HP） | :平成25年7月31日（水） |
| （参考）予約申請の開始 | :平成25年8月 1日（木）～ |

※1 以降の申請については、対象製品の登録申請第一次締め切りまでの申請分の審査を終え次第、随時、対象製品として指定・登録を行うこととする。
（製品の追加登録の受付は随時行いが、対象製品として登録が完了するのは、毎月2回程度の予定。）

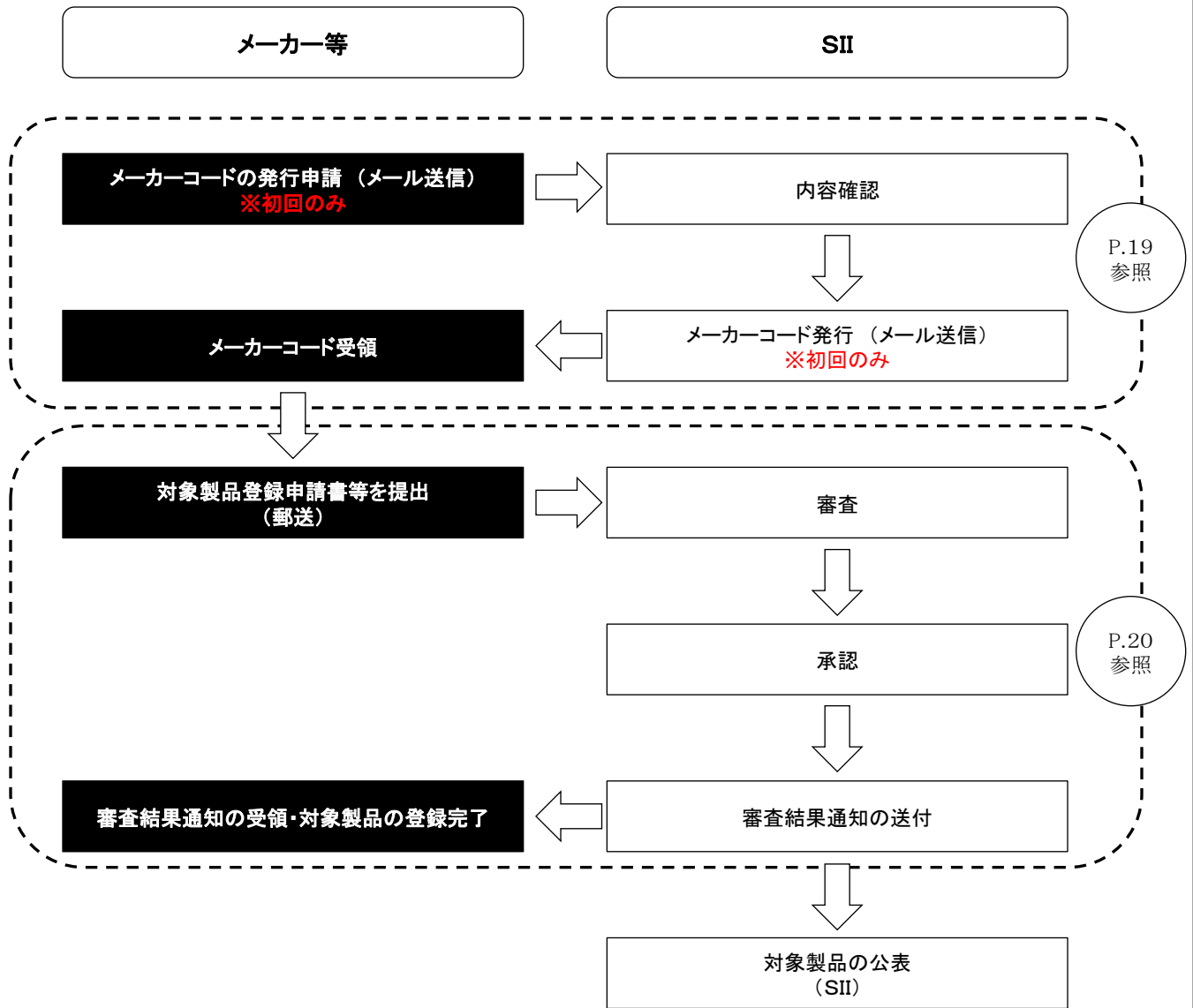
(4) 補助対象製品の公表

登録された補助対象製品は、SIIホームページにて公表する。
公表する内容は以下の通りとする。

- ① 補助対象製品の名称
- ② 補助対象製品の型番
- ③ 登録事業者名
- ④ 補助対象製品に関するホームページのURL

※吹込み、吹付け断熱材は、別途「施工業者登録リスト」の情報も公表する。

(5) 対象製品の登録フロー



3-2 メーカーコードの発行申請（初回の対象製品登録申請前）

対象製品の登録を希望するメーカー等は、初回の対象製品登録申請前に、「メーカーコードの発行申請」を行うことが必要となる。メーカーコード発行申請期間内に、メール送信先（SII）に、メーカーコードの発行を希望する旨等を連絡すること。その後、SIIから各メーカー等へ、固有のメーカーコードを速やかにメールにて発行、付与する。

（1）メーカーコード発行申請期間

平成25年7月2日（火）～平成25年10月31日（木） ※17:00メール受信分まで

（2）メール送信先 / メールタイトル / メール本文の必要記載事項

■メール送信先（SII）	<p>kenzai1@sii.or.jp</p> <p>↑ 数字の「1」</p> <p>※全て半角英数字</p>
■メールタイトル	<p>例：ガラス製品メーカーコード発行申請 / (株)〇〇ガラス工業</p> <p>登録申請する製品区分（ガラス、窓、断熱材）</p> <p>メーカー名</p>
■メール本文の必要記載事項	<p>①メーカーコードの発行を希望する旨</p> <p>②登録申請する製品区分（ガラス、窓、断熱材）</p> <p>③メーカー名</p> <p>④担当者名</p> <p>⑤担当者連絡先</p> <p>⑥担当者メールアドレス（返信用となる）</p>

■「メーカーコード」と「登録申請する製品型番」について

- ・各企業に固有なメーカーコードを、SIIが発行する。
- ・製品型番の最初に発行されたメーカーコード（4桁もしくは5桁）を付番し、原則、重複のない製品型番を設定し、登録申請を行うこと。

<製品区分>	【メーカーコード】
ガラス	S 1 〇 〇
窓	S 2 〇 〇
断熱材	S 3 〇 〇 〇

※大文字アルファベット・数字による2桁もしくは3桁

【製品型番】 ※例) メーカーコードがS1AAの場合
<p>S1:ガラス S2:窓 S3:断熱材</p> <p>↓</p> <p>S1AA〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>※SIIより付与</p>

3-3 対象製品の登録申請

メーカーコードが発行されたメーカー等は、対象製品登録申請期間内に、SIIに提出書類を郵送すること。
その後、SIIによる審査にて承認された製品は、SIIからメーカー等に、審査結果通知の送付を行い登録完了となる。

(1) 対象製品の登録申請期間

平成25年7月4日(木)～平成25年11月15日(金) ※17:00必着

(2) 提出書類

以下の提出書類をSIIに書類で郵送すること。
また、追加登録時には「4. 企業登記簿謄本(原本)」の提出は不要とする。

◆提出書類にある ○:提出必須 該:該当する申請者のみ提出が必要

No.	書類名	提出形態	提出書類	提出書類 チェック欄
1	提出書類チェックリスト	・書類	○	
2	対象製品登録申請書 ※1	・書類(原本)	○	
3	企業情報 ※1	・データ(Excel形式)	○	
4	企業登記簿謄本	・書類(原本)	○ (初回のみ)	
5	対象製品申請リスト(ガラス)	・データ(Excel形式)	該	
	対象製品申請リスト(内窓・外窓)	・データ(Excel形式)	該	
	対象製品申請リスト(断熱材)	・データ(Excel形式)	該	
6	施工業者登録リスト ※2	・データ(Excel形式)	該	
7	第三者認証等の写し ※3	・書類	○	
8	OEM等企業情報 ※4	・データ(Excel形式)	該	
9	OEM等先との契約書又は覚書等の写し ※4	・書類	該	
10	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ ※5	・書類	○	
11	「3. 企業情報」、「5. 対象製品申請リスト」、「6. 施工業者登録リスト」、「8. OEM等企業情報」を作成したデータをコピーしたCD-ROM ※6	・CD-ROM	○	

備考 ※1 ガラス、窓、断熱材の内、複数の製品を登録する場合は、製品区分毎にそれぞれ作成・提出をすること。

※2 断熱材の、吹込み吹付け製品を登録する際は、必ず提出すること。

※3 ガラス、窓、断熱材により異なる。詳細はP21を参照のこと。

※4 製品登録申請を行う申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出すること。

※5 カタログには、対象製品リストに入力したメーカー、型番が入ったページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマーカをいれること。

※6 CD-ROMにコピーする際は必ずダウンロードしたエクセル形式のままコピーすること。(PDF等他の保存形式は不可とする)

ファイルの種類は「Excel97-2003」とすること。

■企業登記簿謄本はいずれも発行から3か月以内のものとする。

■ 提出書類の補足

第三者認証等の写しの詳細は以下とする。

(注1) 製品登録を行う申請者が自社で製造等していない場合は、OEM等先の第三者認証の写しでも可とする。

製品区分	第三者認証等の写し	備考
ガラス	<p>① JIS規格製品 ※1 ・JIS製品認証書及び附属書</p> <p>② JIS規格準拠の製品 ※2 ・JIS製品認証書及び附属書 ・JIS R3107に基づく第三者機関の計算ソフト(WindEye等)による熱貫流率の計算結果(入力値等の情報を含む)</p> <p>③ JIS規格がない製品 ※3 ・品質認証書及び附属書等 ※4 ・第三者機関による熱貫流率の性能試験報告書 ・製品管理で実測している熱貫流率の管理図</p>	<p>※1 原則、JIS認証を取得した製品を対象とする</p> <p>※2 断熱性を向上するために中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等</p> <p>※3 例:真空ガラス等</p> <p>※4 ISO9001の品質保証に関する認証書等</p>
窓	<p>① 平成25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説に記載される「仕様に応じた開口部の熱貫流率」</p> <p>② JIS A 4710:2004またはISO12567-1:2000のいずれかによる試験成績証明書</p> <p>③ JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2による計算結果 ・第三者機関の計算ソフト(WindEye等)による熱貫流率の計算結果(入力値等の情報を含む)</p>	
断熱材	<p>① JIS規格製品 ※1 ・JIS製品認証書及び附属書</p> <p>② JIS規格値を超える断熱性能を有する製品 ※2 ・JIS製品認証書及び附属書 ・第三者機関による品質性能試験報告書</p> <p>③ JIS規格のない製品 ※3 ・品質認証書及び附属書等 ※4 ・第三者機関による性能試験報告書 ・統計処理(JIS A1480)により算出した性能値</p>	<p>※1 原則、JIS認証を取得した製品を対象とする</p> <p>※2 例:フェノールフォーム等</p> <p>※3 例:真空断熱材等</p> <p>※4 ISO9001の品質保証に関する認証書等</p>

(3) 申請書提出先及び問い合わせ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

『既築住宅における高性能建材導入促進事業』対象製品登録申請係

※『既築住宅における高性能建材導入促進事業 申請書在中』と必ず記入すること。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡は行わない。

（配送事故に備え、配送状況が確認できる手段を使用すること）

※郵送先の宛先には略称SIIを使用しないこと。

※日本郵便を使用する場合は「ゆうパック」や「簡易書留」等の配送状況が確認できる手段を使用すること。

【問い合わせ先】

TEL:03-5565-4131(10時~17時 平日のみ)

■ メディア(CD-ROM等)のファイル名について

下記のルールに則り、ファイル名を作成すること。

[添付ファイル名]

例: S1AA_20130701.xls

メーカーコードが“S1AA”の企業

アンダーバー

申請の日付(8桁)

3-4 提出書類フォーマット

ガラス、窓、断熱材で書式が異なるため、登録する製品区分毎に提出すること。

(1) 対象製品登録申請書

S1 ガラス

平成 年 月 日

対象製品登録申請書

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

登録印であること。

申請者 郵便番号
住 所
会 社 名
代表者等名

印

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業)
対象製品登録申請書

表記の件について、添付の通り申請します。

ガラス、窓、断熱材で書式が異なるため、登録する製品区分毎に提出すること。

(2) 企業情報

S1 ガラス

平成 年 月 日

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
（既築住宅における高性能建材導入促進事業）

企業情報

代表情報	会社名		メーカーコード	S1
	住所	〒 - 都道府県 市区町村		
		建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください）		
電話番号	() -	FAX番号	() -	

連絡担当者1	会社名		所属	
	担当者		E-mail	@
	住所	〒 - 都道府県 市区町村		
		建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください）		
電話番号	() -	緊急連絡先（携帯等）	() -	
FAX番号	() -			

連絡担当者2	会社名		所属	
	担当者		E-mail	@
	住所	〒 - 都道府県 市区町村		
		建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください）		
電話番号	() -	緊急連絡先（携帯等）	() -	
FAX番号	() -			

※SIIからの通知物等の送付や、連絡は基本的に「連絡担当者1」の方へ行います。
 ※「連絡担当者1」と「連絡担当者2」の方は、各担当者間の連携を図り事業が円滑に推進できるよう努めてください。
 ※「OEM等」の製品を登録申請する場合は、別紙にてOEM等の企業情報を提出してください。

(3)-1 対象製品申請リスト（ガラス）

JIS規格製品、JIS規格準拠製品、JIS規格外製品で書式が異なるため、該当する書式で申請すること。

■記入例

【JIS規格製品】 ※各項目の先頭に“●”がある項目は、SIIホームページにて公表

●メーカー名	(株)高性能硝子工業
メーカーコード	S1XY
ガラスの名称	複層ガラス
JIS規格有無	あり
JIS規格	JIS R 3209
JIS規格の名称	複層ガラス
JIS認証機関の名称	例：一般財団法人 日本建築総合試験所
JIS認証番号*1	例：GB0000000

←株式会社は、(株)で統一すること。
※ただし、欄などの環境依存文字は使用不可。

*1 当該JISの認証番号。尚、複数の工場で認証取得している場合は、代表工場のJIS認証番号を入力。過去3年以内に認証を受けていること。

●製品型番 ※1	●製品名 ※2	中空層の種類 ※3		JIS規格 ※4	中央部の熱貫流率 W/(㎡・K) ※5	グレードコード ※6	標準価格 (単価)	●メーカーホームページのトップ画面URL、または対象製品ページURL ※7
	製品番号		種類番号					
S1XY0111A	コウセイノウ断熱ガラス	01	乾燥空気	1	1.71~2.33	A	¥12,345	http://www.000000
S1XY0111B	コウセイノウ断熱ガラス	01	乾燥空気	1	1.7以下	B	¥12,345	http://www.000001
S1XY0211A	コウセイノウペアガラス	02	乾燥空気	1	1.71~2.33	A	¥12,345	http://www.000002
S1XY0211B	コウセイノウペアガラス	02	乾燥空気	1	1.7以下	B	¥12,345	http://www.000003

〔※印注釈説明〕

数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。

※1 製品型番は、9桁で入力すること。
(メーカーコード:4桁)+(製品番号:2桁)+(中空層の種類:1桁)+(JIS規格:1桁)+(グレードコード:1桁)

※2 製品名を入力すること。製品番号は、製品ごとに連続性を持った2桁の数字を入力すること。

※3 中空層の種類(気体名)を入力すること。
乾燥空気:1 アルゴンガス:2 クリプトンガス:3 真空:4

※4 対象製品のJIS規格の有無を入力すること。
JIS規格がありの場合:1 JIS規格に準拠している場合:2 JIS規格がない場合:3

※5 ガラス中央部の熱貫流率 W/(㎡・K)を入力すること。
地域ごとにU値が異なるため、U値1.71~2.33と1.7以下の区分で登録を行うこと。

※6 U値の区分を入力のこと。地域ごと使えるガラスは以下の通りである。

A区分:1.71~2.33 B区分:1.7以下

I~IV地域 U値2.33以下が対象(A区分、B区分のガラス)
I~V地域対象 U値1.7以下が対象(B区分のガラスのみ)

※7 メーカーホームページのトップ画面URL、または対象製品ページURLを入力すること。

(3)-2 対象製品申請リスト（内窓）

内窓、外窓で書式が異なるため、
該当する書式で申請すること。

■記入例

【評価方法】 ※各項目の先頭に"●"がある項目は、SIIホームページにて公表

●メーカー名	(株)高性能外窓工業
メーカーコード	S299
JIS規格有無	なし
評価方法名称	平成25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説に記載される「仕様に応じた開口部の熱貫流率」

←株式会社は、(株)で統一すること。
※ただし、欄などの環境依存文字は使用不可。

●製品型番 ※1	●製品名 ※2	製品番号	建具の仕様 ※3	開閉形式 ※4	ガラスの仕様 ※5	開口部の熱貫流率 [W/(m ² ·K)] ※6	評価方法 ※7	●メーカーホームページのトップ画面URL、 または対象製品ページURL ※8
S299014H091	樹脂内窓A型	01	4	H	09	1.90	1	http://www.000001
S299014T111	樹脂内窓A型	01	4	T	11	2.33	1	http://www.000001

【※印注釈説明】

数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。

- ※1 製品型番は、11桁で入力すること。
(メーカーコード:4桁)+(製品番号:2桁)+(建具の仕様:1桁)+(開閉形式:1桁)+(ガラスの仕様:2桁)
+(JIS規格:1桁)
- ※2 製品名を入力すること。製品番号は、製品名ごとに連続性を持った2桁の数字を入力すること。
- ※3 建具の仕様を入力すること。
樹脂製:1 木製:2 (金属とプラスチック(木)材料の複合構造:3) 金属とプラスチック(木)の二重構造:4
その他:5
- ※4 引違い窓:H 開き窓:T FIX窓:F テラス窓:D その他:X
- ※5 単板+Low-E複層(A12以上):09 単板+Low-E複層(A6以上A12未満):10 単板+複層(A12以上):11
その他:99
- ※6 開口部の熱貫流率 W/(m²·K)を入力すること。
単板+Low-E複層(A12以上):1.90 単板+Low-E複層(A6以上A12未満):2.33
単板+複層(A12以上):2.33
- ※7 対象製品の評価方法を入力すること。
平成25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説に記載される
「仕様に応じた開口部の熱貫流率」:1
「JISA4710:2004」又は「ISO12567-1:2000」のいずれかによる試験成績証明書:2
「JISA2102-1」及び「JISA2102-2」による計算結果:3
- ※8 メーカーホームページのトップ画面URL、または対象製品ページURLを入力すること。

(3)-3 対象製品申請リスト（外窓）

内窓、外窓で書式が異なるため、
該当する書式で申請すること。

■記入例

【評価方法】 ※各項目の先頭に"●"がある項目は、SIIホームページにて公表

●メーカー名	(株)高性能外窓工業
メーカーコード	S299
JIS規格有無	なし
評価方法名称	平成25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説に記載される「仕様に応じた開口部の熱貫流率」

←株式会社は、(株)で統一すること。
※ただし、欄などの環境依存文字は使用不可。

●製品型番 ※1	●製品名 ※2	製品番号	建具の仕様 ※3	開閉形式 ※4	ガラスの仕様 ※5	開口部の熱貫流率 [W/(m ² /K)] ※6	評価方法 ※7	●メーカーホームページのトップ画面URL、 または対象製品ページURL ※8
S299031T051	樹脂サッシA型	03	1	T	05	1.90	1	http://www.000003
S299043D051	アルミ樹脂複合サッシB型	04	3	D	05	2.33	1	http://www.000004

【※印注釈説明】

数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。

- ※1 製品型番は、11桁で入力すること。
(メーカーコード:4桁) + (製品番号:2桁) + (建具の仕様:1桁) + (開閉形式:1桁) + (ガラスの仕様:2桁) + (JIS規格:1桁)
- ※2 製品名を入力すること。製品番号は、製品名ごとに連続性を持った2桁の数字を入力すること。
- ※3 建具の仕様を入力すること。
樹脂製:1 木製:2 金属とプラスチック(木)材料の複合構造:3 (金属とプラスチック(木)の二重構造:4) その他:5
- ※4 引違い窓:H たてすべり出し窓:T よこすべり出し窓:Y 上げ下げ窓:U FIX窓:F テラス窓:D
その他:X
- ※5 ダブルLow-E三層以上(G7以上×2):01 Low-E三層複層(G6以上×2):02
Low-E三層複層(A9以上×2):03 Low-E複層(G12以上):04 Low-E複層(G8以上G12未満):05
Low-E複層(A10以上):06 Low-E複層(G16以上):07 Low-E複層(G8以上G16未満):08
その他:99
- ※6 開口部の熱貫流率 W/(m²・K)を入力すること。
ダブルLow-E三層以上(G7以上×2):1.60 Low-E三層複層(G6以上×2):1.70
Low-E三層複層(A9以上×2):1.70 Low-E複層(G12以上):1.90
Low-E複層(G8以上G12未満):2.33 Low-E複層(A10以上):2.33
Low-E複層(G16以上):2.15 Low-E複層(G8以上G16未満):2.33
- ※7 対象製品の評価方法を入力すること。
平成25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説に記載される「仕様に応じた開口部の熱貫流率」:1
「JISA4710:2004」又は「ISO12567-1:2000」のいずれかによる試験成績証明書:2
「JISA2102-1」及び「JISA2102-2」による計算結果:3
- ※8 メーカーホームページのトップ画面URL、または対象製品ページURLを入力すること。

(3)-4 対象製品申請リスト（断熱材）

JIS規格製品、JIS規格値を超える断熱性能を有する場合、JIS規格外製品で書式が異なるため、該当する書式で申請すること。

■記入例

【JIS規格製品】 ※各項目の先頭に“●”がある項目は、SIIホームページにて公表

●メーカー名	(株)高性能断熱工業
メーカーコード	S3XYZ
JIS規格有無	あり
JIS規格*1	JIS A 9521
JIS規格の名称	住宅用人工造鉱物繊維断熱材
JISの認証番号*2	AB 08 054、AB 08 055
断熱材の種類*3	住宅用グラスウール断熱材

←株式会社は、(株)で統一すること。
※ただし、欄などの環境依存文字は使用不可。

- *1 JIS規格番号を入力すること。JIS規格番号毎にシートを分けて登録すること。過去3年以内に認証を受けていること。
- *2 当該JISの認証番号。JIS認証番号を全て入力すること。
- *3 断熱材の種類は、“住宅用グラスウール断熱材”等を入力すること。

●製品型番 ※1	●製品名 ※2	断熱材の種類 ※3		JIS規格 ※4	ボード系、 マット系、 吹込み、 吹付け系、 その他 ※5	熱抵抗値 m ² ・K/W ※6	熱伝導率 (W/m・K)	●厚さ (寸法、mm)	標準価格 (円/m ²)	●メーカーホームページのトップ画面URL、 または対象製品ページURL ※7	
		製品番号	種類番号								●断熱材の詳細種類
S3XYZ01011	XYZ材34	01	01	住宅用GW高性能40K相当	1	マット系	3.1	0.034	105	¥4,444	http://www.000000
S3XYZ02011	XYZ材34	02	01	住宅用GW高性能40K相当	1	マット系	3.5	0.034	120	¥5,555	http://www.000001

[※印注釈説明]

数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。

- ※1 製品型番は、10桁で入力すること。（メーカーコード:5桁）+（製品番号:2桁）+（種類番号:2桁）+（JIS規格:1桁）
- ※2 製品名を入力すること。製品番号は、連続性を持った2桁の数字を入力すること。
- ※3 断熱材種類を入力すること。断熱材の種類は、“住宅用グラスウール 24K相当”、“A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種”、“A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号”等を記載。

GW=01、RW=02、EPS=03、XPS=04、PUF=05、PE=06、PF=07、
GW(吹込)=08、RW(吹込)=09、CF(吹込)=10、PUF-S(吹付)=11、その他=99
- ※4 対象製品のJIS規格の有無を入力すること。
JIS規格がある場合:1 JIS規格値を超える断熱性能を有する場合:2 JIS規格がない場合:3
- ※5 吹込み、吹付け断熱材は、「施工業者登録リスト」の提出も行うこと。
- ※6 R値は、JIS Z8401に従って四捨五入して小数点以下1桁に丸めた値とする。
- ※7 メーカーホームページのトップ画面URL、または対象製品ページURLを入力すること。

3-5 審査結果通知

<SII 文書管理番号>

<採択日>

<メーカー（事業者）正式名称> 様

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学

**平成25年度住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
（既築住宅における高性能建材導入促進事業）の
対象製品審査結果について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は一般社団法人 環境共創イニシアチブの事業にご協力いただき、ありがとうございます。

申請いただきました「平成25年度住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（既築住宅における高性能建材導入促進事業）」の対象製品公募につきまして、厳正な審査の結果、登録されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

事業者名： <メーカー（事業者）正式名称>

高性能建材名称・型番

製品名称	製品型番

